

株式会社エコデザイン認証センター

J A S 認証業務規程

第1章 総則

(適用の範囲及び目的)

第1条 この規程は、株式会社エコデザイン認証センター（以下「本センター」という。）が定款第2条第1項により、「日本農林規格等に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）」（以下「JAS法」という。）に基づいて行う認証に関する業務について、その運営方針、運営体制・実施方法、その他の認証に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(認証業務の方針)

第2条 本センターが行う認証業務の方針は次のとおりとし、すべての活動はこれに基づいて行われるものとする。

- (1) 認証に関する業務を公平、公正、迅速に行い、登録認証機関に課せられた責務を全うする。
- (2) 認証に関する業務の信頼性確保のため、業務遂行に必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認証に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報についての機密保持に必要な適切な管理を行う。
- (4) 認証に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- (5) 認証に関する業務に関わる経費の削減に努め、有機食品及び特色JAS食品等の社会的評価の向上に努める。
- (6) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (7) 認証申請者の社員又は認証申請者と密接な関係を有する役員及び職員は認証申請者の運営に実質的な影響を及ぼすことがないようにする。
- (8) 本センターは、認証に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(認証の定義)

第3条 認証とは、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の生産、小分け若しくは輸入に際しては、「有機農産物の日本農林規格」（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）、「有機加工食品の日本農林規格」（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）「有機飼料の日本農林規格」（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）又は「有機畜産物の日本農林規格」（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）及び「有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）に適合する生産行程管理者及び外国生産行程管理者、「有機加

工食品及び有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）について生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 25 号）に適合する生産行程管理者及び外国生産行程管理者、「有機畜産物について生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準」（平成 17 年 11 月 25 日農林水産省告示第 1832 号）に適合する生産行程管理者及び外国生産行程管理者、「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準」（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 26 号）に適合する小分け業者及び外国小分け業者、「有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物についての輸入業者の認証の技術的基準」（令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 27 号）に適合する輸入業者、「有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準（令和 4 年 9 月 21 日財務省・農林水産省告示第 22 号）」に適合する外国格付表示取扱業者であること、また、特色 J A S に際しては、「地鶏肉の日本農林規格」（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 844 号）及び「地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準」（平成 12 年 11 月 9 日農林水産省告示第 1409 号）及び「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の日本農林規格」（令和 2 年 3 月 17 日農林水産省告示第 509 号）及び「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準」（令和 2 年 3 月 17 日農林水産省告示第 512 号）に適合する生産行程管理者、「地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準」（平成 12 年 11 月 9 日農林水産省告示第 1410 号）及び「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準」（令和 2 年 3 月 17 日農林水産省告示第 514 号）に適合する小分け業者であることを第三者機関である本センターが文章で保証するシステムをいう。

（法的地位及び責任）

- 第4条 本センターは定款の定めるところにより、J A S 法に基づく登録認証機関として登録され、認証に関する業務を行う。
- 2 本センターは、登録認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本センターが行うすべての認証に関する業務に責任を負う。

第2章 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域

（認証業務の区域）

- 第5条 本センターが認証業務を行う区域は、国内及び外国とする。

（認証業務を行う事業所）

- 第6条 本センターの事務所の名称は「株式会社エコデザイン認証センター」（略式エコデザイン）と称する。
- 2 本センターが認証に関する業務を行う事務所を東京都千代田区神田司町 2 丁目 7 番地に置く。（郵便番号 101-0048 電話番号 03-5283-2626 F A X 番号 03-5283-2625）

- 3 前項の事務所は、第 5 条の認証に関する業務の区域をすべて管轄する。

第3章 認証を行う農林物資の区分及び種類

(認証を行う農林物資の種類)

第7条 本センターが認証を行う農林物資の種類は、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品(有機酒類を含む)、有機飼料及び有機畜産物」とする。

(認証を行う対象者等)

第8条 本センターが認証を行う者は、以下の者とする。

- (1) 地鶏肉の生産行程管理者
- (2) 地鶏肉の小分け業者
- (3) 有機農産物及び有機飼料(調整又は選別の工程のみを経たものに限る。(以下、「農産物」という。))の販売又は生産を行う生産行程管理者及び外国生産行程管理者
- (4) 有機加工食品(有機酒類を含む)及び有機飼料(調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。(以下、「加工」という。))の販売又は生産を行う生産行程管理者及び外国生産行程管理者
- (5) 有機畜産物の販売又は生産を行う生産行程管理者及び外国生産行程管理者
- (6) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の小分けを行う小分け業者及び外国小分け業者
- (7) 有機農産物及び有機畜産物及び有機加工食品の輸入を行う輸入業者
- (8) 有機農産物及び有機畜産物及び有機加工食品の輸出を行う外国格付の表示を付する取扱業者等
- (9) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産行程管理者及び小分け業者

第4章 認証に関する業務を行う時間及び休日

(営業日及び営業時間)

第9条 事業所の認証業務を行う時間は 9 時 30 分から 18 時までとする。

- 2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝・休日、年末の 12 月 28 日から 31 日まで並びに年始の 1 月 2 日から 6 日までとする。夏休(盆休)は 8 月 12 日から 18 日までとする。

(認証に関する業務の処理期間)

第10条 本センターの認証業務において、認証申請書の受付から判定までの標準的な処理日数は概ね 90 日とする。ただし、この処理日数には、書類の訂正や文書の往復に要する日数を含まない。

- 2 認証事項の確認調査に関する業務の標準処理期間は、前項の規定に準じて行う。
- 3 異議の申し立てに関わる再認証業務及び再調査業務については、第 1 項の規定に関わらず本センターがその都度必要に応じて行う。

- 4 講習会、研修会等の実施業務は、事業運営部長が実施日を定める。

(認証に関する業務の事業年度)

第11条 本センターの業務年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

第5章 認証に関する料金の算定方法

(認証手数料)

第12条 本センターが、第36条に基づく認証申請を受理する場合は、別表1に定める認証申請料が発生し、第44条に基づく判定を行う場合は、別表1に定める判定料が発生する。

- 2 本センターは、第44条に基づく判定を行う際、「請求書(別記様式第1号・様式F1)」を送付し、当該申請者から別表1の認証申請料及び判定料を合わせて徴収する。また、判定を行わず、途中で申請を取り下げた場合は、取り下げた時点で請求書を送付し、別表1の認証申請料を徴収する。
- 3 審査員は、第40条に基づく実地審査を行う場合は、別表1に定める審査料が発生し、当該実地審査結果を「審査報告書」として本センター長に報告するとともに、「審査員請求書(別記様式第2号・様式F2)」を申請者に送付し、別表1に定める審査料を徴収する。
- 4 認証手数料は、各請求書が当該申請者の元に着後2週間以内に指定口座へ振込により納付する。振込み時の手数料は申請者負担とする。
- 5 前4項で、着後2週間以内としているが、当該申請者が本センターへ支払いの延期を要請する場合には、本センターは理由を確認後、誠意を持って検討し、支払期日を切って延期を認める場合もある。

(調査手数料等)

第13条 本センターが、本センターから認証を行った認証事業者に対し、第48条に基づく認証事項の確認調査の申請を受理する場合は、別表2に定める調査申請料が発生し、第52条に基づく判定を行う場合は、別表2に定める継続判定料が発生する。

- 2 本センターは、第52条に基づく判定を行う際、請求書を送付し、当該申請者から別表2の調査申請料及び継続判定料を合わせて徴収する。また、認証事業者が、判定を行わず、途中で申請を取り下げた場合は、取り下げた時点で請求書を送付し、別表2の調査申請料を徴収する。
- 3 審査員は、第40条に基づく実地調査を行う場合は、別表2に定める調査料が発生し、当該実地調査結果を「調査報告書」として本センター長に報告するとともに、審査員請求書を申請者に送付し、別表2に定める実地調査料を徴収する。
- 4 本センターは認証申請者に対し、第43条に基づく再審査において再度実地審査を実施するときは請求書を送付し、別表1に定める審査員日当、交通費、移動日当及び郵送料等を徴収する。また、第46条に基づく判定結果の不服申し立ての再審査を実施するときは各請求書を送付し、別表1に定める認証手数料に準じて徴収する。
- 5 本センターは認証事業者に対し第50条及び第51条に基づく認証事項の臨時確認調査を

実施するときは各請求書を送付し、別表 2-1 に定める臨時確認調査手数料を徴収する。

- 6 調査手数料、臨時確認調査に係る手数料及び再審査に係る手数料の納付方法及び納付の期限については第 12 条第 4 項及び 5 項に準じる。
- 7 第 4 項の規定にかかわらず圃場の追加を行う変更にかかわる確認調査又は臨時確認調査を行う場合は、各請求書を送付し、第 12 条第 1 項の認証手数料相当額を徴収するものとする。

(申請書及び手数料の返還)

第14条 本センターが受理した申請書類及び認証手数料及び調査手数料並びに臨時調査手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

(実地審査又は調査における費用の負担等)

第15条 本センターは申請者又は認証事業者に以下の費用の負担を要求することができる。

- (1) 実地審査又は調査に必要な場所への審査員等の立ち入り及び施設の利用に係る費用を負担すること。
- (2) 実地審査又は調査に必要な資料及び試料の提供に要する費用を負担すること。
- (3) 実地審査又は調査のために必要な製品の積み替え、運搬（送付を含む）、開装又は梱包に要する費用を負担すること。

(研修等に関する費用)

第16条 本センターは、第 63 条に規定する講習会等の実施に際し、受講者から受講料及び資料代を徴収することができる。

- 2 前項の受講料及び資料代の額は、その内容に応じて本センター長が別に定める。
- 3 認証の申請等に関する相談業務は原則として無料で行う。

(その他の費用の負担)

第17条 本センターは、認証事業者から第 8 条(3)(4)(5)(6)(7)(8)に基づく輸出証明書又は認証事業者又はその他の利害関係人から第 34 条第 3 項(9)の財務諸表等の謄本又は抄本の請求があった場合、又は電磁的記録を電磁的方法により提供するよう請求があり、当該記録を提供する場合には、当該請求を行った認証事業者又はその他の利害関係人から別表 3 に定める交付手数料を徴収する。

- 2 本センターは、認証証の再発行に際し、別表 3 に定める交付手数料を徴収する。

第6章 認証に関する業務を行う組織

(組織)

第18条 本センターの認証に関する業務を行う組織は、別に定める「組織規程（規程書類規 3）」のとおりとする。

(契約審査員判定員)

- 第19条 本センターが認証に関する業務の一部を審査員及び判定員に委託する場合は、又は審査員補、判定員補として登録する場合は、機密保持及び利害の相反に関する事項を含む契約として「審査員契約書」(別記様式第3号・様式A1)を締結するものとする。
- 2 本センターは、委託した業務に対する全面的な責任を持ち、認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関しては本センターが自ら実施する。
 - 3 本センターは、契約審査員及び契約判定員が相応の能力を持ち、関連する基準を遵守するようにさせるものとする。
 - 4 本センターは、契約審査員及び契約判定員が、認証申請者の当該農林物資の生産、小分け又は受入保管の認証に公平性が損なわれるような関与をさせないようにするものとする。
 - 5 本センターは、「審査員・判定員・認証事務職員研修規程(規程書類規6)」第4条に規定される別記様式第23号を用い、契約審査員及び契約判定員の能力を評価し、記録する。

(本センター長の責任及び権限)

- 第20条 本センター長は、認証に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認証に関する業務の実施及び監督並びに認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取消しに関する決定について責任及び権限を有するものとする。

(本センター長の権限の委譲)

- 第21条 本センター長は、その責任において認証に関する業務の実施及び監督に係る権限を別に定める「業務委譲規程(規程書類規4)」に基づき、代理のものに委譲することができる。

第7章 認証に関する業務を行う者の職務

(認証に関する業務を行う者の職務)

- 第22条 認証に関する業務を行う者の職務は、書類審査及び実地審査又は調査の業務、審査又は調査結果のレビュー、判定の業務並びに認証の事務とし、本センター長は、職務及び責任について明確で最新の状態の指示書を認証に関する業務を行う者が利用できるようにしておくものとする。
- 2 審査員は、認証の申請に係る審査業務及び認証後に定期的又は必要に応じて行う認証事項の確認調査に係る審査業務に従事し、書類及び実地審査及び調査を行い、当該農林物資に係る認証の技術的基準との適合性を審査する。
 - 3 判定員は、前項の審査員の審査又は調査結果に基づき、認証のための判定及び審査又は調査結果のレビューを行う。
 - 4 役員及び職員は、認証に係る事務全般を行うものとし、機密保持及び利害に相反に関する事項を含む契約(別記様式第4号・様式A3)を締結するものとする。
 - 5 認証事務職員は、申請書のレビュー、審査計画の策定、認証証の発行等の認証業務に関する事務を行う。

- 6 審査員、判定員及び認証事務職員は、遂行する職務に対して的確でなければならない。

(認証に関する業務を行う者の適格性)

第23条 認証に関する業務を行う者は、次の適格性を備えていなければならない。

- 1) J A S 法、認証に関する業務の手順及び認証の技術的基準に精通していること。
- 2) 認証の対象となる農林物資に関する審査の方法及び審査に用いる文書について十分な知識を有していること。
- 3) 認証対象の農林物資の生産、小分け、輸入に関して適性な専門知識を有していること。
- 4) 認証申請者が J A S 規格に適合した農林物資を供給できるかどうかを審査できる理解力を有していること。
- 5) 文書及び口頭で効果的に意思疎通ができること。

(審査員、判定員及び認証事務職員の任命)

第24条 本センター長は、第 23 条の適格性を備え、第 25 条の資格基準と力量を満たした者の中から本センターの趣旨に賛同して認証に関する業務を行うことを承諾した者であり、かつ認証に関する業務の職責を全うすると認められる者を審査員として 5 名以上、判定員として 3 名以上及び認証事務職員を任命する。

- 2 本センター長は、前項の任命に際して、審査員、判定員及び審査員補、判定員補に対し、以下の事項を約束する「審査員・判定員誓約書（別記様式第 5 号・様式 A2）」に署名を求めるものとする。また認証事務職員、認証事務職員補の任命に際し以下の事項を約束する「登録認証機関役員・職員誓約書（別記様式第 4 号・様式 A3）」に署名を求めるものとする。
 - (1) 本センターが定める規則に従うこと。
 - (2) 審査員及び判定員は個別の申請に伴う認証申請者又は認証事業者との現在及び過去 2 年以上の間における関係が無いことを名言すること。
 - (3) 本センターにとって、公平性に関する利害抵触となるかもしれない状況について、知り得た全ての状況を明らかにすること。
- 3 本センター長は、審査員を任命したときは、当該審査員に審査員証（別記様式第 6 号・様式 A4）を交付する。
- 4 本センターは、「審査員・判定員・認証事務職員研修規程（規程書類規 6）」第 4 条に規定される別記様式第 23 号と面談を用い、審査員、判定員及び認証事務職員の能力を評価し、その可否を記録する。

(審査員、判定員及び認証事務職員の資格)

第25条 審査員、判定員及び認証事務職員は次の資格を満たしていなければならない。

- 2 5 時間以上の研修として以下の講義課程を修了していること。
 - (1) J A S 法全般に関する科目（2 時間以上）
 - (2) 品質管理又は生産行程の管理（認証を行う農林物資の種類ごと）に関する科目（3 時間以上）

- 3 審査員及び判定員は認証に関する業務を行うにあたっていずれかの知識、経験を有していなければならない。
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学もしくは旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校以上の学校において次項に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれに該当する授業科目の単位を取得して卒業した者で農林物資の種類ごとに掲げる実務に 2 年以上従事した経験を有する者
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において次項に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ該当する授業科目の単位を取得して卒業した者で農林物資の種類ごとに掲げる実務に 3 年以上従事した経験を有する者。
 - (3) 次項に掲げる農林物資の種類ごとに掲げる実務に 4 年以上従事した経験を有する者。
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者
- 4 農林物資の種類ごとに掲げる授業科目、実務は次のとおりとする。
 - (1) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉又は地鶏肉又は有機畜産物にあつては、畜産物の生産に関する授業科目及び畜産物の生産に関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。
 - (2) 有機農産物又は有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）にあつては、農産物の生産に関する授業科目及び農産物の生産に関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。
 - (3) 有機加工食品（有機酒類を含む）又は有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）にあつては、飲食料品の製造若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目及び飲食料品の製造若しくは飼料の製造若しくは加工又はこれらに関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。
- 5 センター長が審査員及び判定員として適格な者とする、ISO規格及び日本農林規格の知識への最低限の基準を満たしていること。
- 6 5における基準を満たす適格な者の場合、3(1)～(3)における実務の経験年数をセンター長の判断において短縮できる。

（審査員の権限）

- 第26条 審査員は必要に応じて申請者又は認証事業者の同意を得て圃場又は製造所、事業所、飼育場等に立ち入ることができる。
- 2 審査員は、申請者または認証事業者に対し、実地審査又は調査に必要な記録、伝票類、購入資材のラベル、その他必要な試料・資料・書類等の提出を求めることができる。
 - 3 審査員は、書類審査において申請書の不備を見つけたときは当該申請書の記載を是正するよう指示することができる。
 - 4 審査員は実地審査又は調査に際して申請者又は認証事業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法を除いて必要な指導を行うことができる。
 - 5 審査員は審査報告書及び調査報告書に事実及び認証の技術的基準への適合性の評価を記入し、申請の内容が認証基準に適合するかの判定に関与することはできない。
 - 6 審査員は、書類審査及び実地審査又は調査の実施に関して本センターの役員及び職員の

関与を受けない。

(判定員の権限)

第27条 判定員は、本センター長、事業運営部又は審査員に対し、判定に必要な記録・書類等の追加提出又は説明を求めることができる。

- 2 判定員は、事業運営部に対し生産資材の生産・販売業者等に原料や成分の調査を命じることができる。
- 3 判定員は、判定に関して本センターの役員及び職員の関与を受けない。

(認証に関する業務を行う者の責任)

第28条 審査及び調査結果についての責任は本センターが負う。ただし、審査及び調査に際し、申請者が虚偽の答弁を行ったことが明らかになった場合は、本センターは当該申請者に賠償請求を求めることができるものとする。

- 2 審査員の審査及び調査結果についての責任は本センターが負う。ただし、審査員が審査報告書又は調査報告書等に故意に虚偽の記載を行ったことが明らかになった場合は本センターの審査員としての資格を剥奪するとともに、本センターは当該審査員に賠償請求を求めることができるものとする。
- 3 判定員の判定した結果についての責任は、本センターが負う。ただし、判定員が情実などにより虚偽の判定を行ったことが明らかになった場合は、本センターは当該判定員に賠償請求を求めることができるものとする。
- 4 認証に関する業務を行う者の故意あるいは悪意によって虚偽の書類審査・実地審査又は調査・判定を行ったことにより、本センターが損害を被る場合は、本センターは当該従事者に損害賠償を求めることができるものとする。

(認証に関する業務を行う者の研修)

第29条 本センター長は、審査員、判定員及び認証事務職員に対し、適正な業務を維持するために、別に定める「審査員・判定員・認証事務職員研修規程・規程書類規 6」に基づき、研修を実施する。

(認証に関する業務を行う者の倫理)

第30条 審査員、判定員及び認証事務職員は公正かつ厳正にまた客観的に認証に関する業務を行わなければならない。また、業務の遂行には適正なモラルをもって当たらなければならない。

- 2 審査員、判定員及び認証事務職員は、それぞれ利害関係を有する申請者及び認証事業者に係る認証に関する業務に従事することができないものとする。
- 3 一つの認証申請又は確認調査において審査員及び判定員は同一人が兼ねることができないものとする。

(機密保持及び個人情報の保護)

第31条 本センターは、認証に関する業務の過程で得られる情報の機密を「機密保持規程・規程書類規 2」に基づき保持するものとする。

- 2 本センターは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）の規程を遵守し、認証に関する業務を行うに当たって、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 本センターは、認証に関する業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公平な手段で行わなければならない。
- 4 本センターは、認証に関する業務を行う目的以外の目的で、個人情報が記録された資料等を当該個人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（禁止業務）

第32条 本センターは認証の申請を予定する者及び認証事業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

- 2 本センターは、本センターが認証の対象とする農林物資（以下「認証対象農林物資」という。）の生産、小分け、輸入及び販売を行わない。
- 3 本センターは、いかなる場合であっても認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような農林物資の販売又はサービスの提供を行わない。

（財務及び債務）

第33条 本センターは、認証機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ認証業務から発生する恐れのある債務に対して適切な賠償保険の契約を行う。

第 8 章 認証の実施方法、認証の取り消しの実施方法、その他の認証に関する業務の実施方法

（認証に関する業務に係る文書の整備及び管理）

第34条 本センターは、認証に関する業務に係る文書及び記録を別に定める「事務取扱及び文書規程・規程書類 7」に基づき適切に管理する。

- 2 本センターは、認証に関する業務に係る文書及び記録を職員が必要なときに必要な場所で最新版のものを利用できるように整備する。
- 3 本センターは、以下に関する文書を用意し、定期的に更新するとともに、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。
 - (1) 本センターの権限についての情報
 - (2) 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しを含む認証に係る手順の説明書
 - (3) 認証に関する業務における審査及び判定方法の情報
 - (4) 本センターの財政的基盤を確保する手段
 - (5) 認証申請者及び認証事業者が支払うべき費用
 - (6) 認証申請者及び認証事業者の権利及び義務（格付の表示の取扱い方法等を含む。）

- (7) 苦情・異議申し立て及び紛争の処理手順に関する情報
- (8) 認証事業者及びその認証対象農林物資リスト
- (9) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）

（業務に係る情報の提供）

第35条 本センターは認証申請者に対し、認証の詳細な手順、JAS法（政令、省令、告示、通知を含む。）、認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、本センターの要求事項、必要となる費用及び納入方法、認証申請者の権利及び義務について記載した最新の文書を提供するものとする。

2 本センターは、認証申請者に対して認証を行おうとするときは、当該認証申請者と本センターが、認証後は以下の事項を遵守することを合意書（別記様式第9号・様式A5）により合意契約を締結するものとする。

- (1) 認証事業者は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) 認証事業者は、格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。特に、特色JASマーク（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法）及び有機JASマーク（有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法及び有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法）は部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行うこと。
- (3) 認証事業者は、格付の表示を行って出荷するときは、当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に地鶏肉若しくは持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の場合は特色JASマークを付することによって、また有機食品等の場合は「有機」の表示及び有機JASマークを付することによる格付を行って出荷し、その格付実績を記録しておかなければならないこと。
- (4) 認証事業者は、格付の検査において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に格付の表示を行ってはならないこと。また、不合格品は、合格品と混合することのないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるような適切な措置を講じなければならないこと。
- (5) 認証事業者は、主務大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは主務大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全センター（FAMIC）の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。
- (6) 認証事業者は、認証事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本センターに通知すること。
- (7) 認証事業者は、認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証対象農林物資以外の製品について本センターの認証を受けていると誤認させ、又は本センターの認証の審査の内容、その他の認証に関する業務の内容について誤認させる恐れがないようにすること。

- (8) 認証事業者は、認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証対象農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (9) 認証事業者は、本センターが(7)又は(8)の条件に違反すると認めて情報提供の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (10) 認証事業者は、(7)又は(8)のほか、第三者に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行う場合は、認証対象農林物資以外の製品について、本センターの認証を受けていると誤認させ、又は本センターの認証審査の内容、そのほかの認証に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
- (11) 認証事業者は、本センターが行う認証事項の確認調査又は臨時確認調査等に協力すること。
- (12) 認証事業者は、認証に係る圃場又は製造所、事業所、飼育場等における「年間生産計画(小分け計画、輸入計画)」(別記様式第7号)を策定し、当該計画を本センターに提出すること。
- (13) 認証事業者は、生産行程管理記録又は受入保管管理記録又は小分け管理記録、及び格付管理記録又は格付表示管理記録、不合格処分記録、JASマークの管理記録を作成し、根拠書類とともに、3年間保持しておくこと。ただし、保存期間の定めがある記録等については、それに従うこと。
- (14) 認証事業者は、格付実績を毎月本センターへ報告すること。
- (15) 本センターは、認証事業者に対し、格付に関して必要な報告もしくは物件の提出を求め、認証に係る工場、ほ場、事務所、事業所、倉庫その他の場所へ立ち入り、格付又は格付の表示、農林物資に係る広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は従業員その他の関係者に質問ができること。
- (16) 本センターは、認証事業者が(1)から(14)までの要求事項に違反し、又は(15)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(15)の審査を拒否、妨害若しくは忌避したとき、又は認証手数料、調査手数料等の支払いが2度の請求にも係らず、請求書到着後から1ヶ月以内に行われなない場合は、本センターの認証取消し又は格付業務及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止、若しくは適合に関する業務、若しくは格付表示の付してある農林物資の出荷、若しくは適合表示の広告などの使用を停止し、格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消を請求する事が出来る。
- (17) 本センターは、認証事業者が、(16)の請求に応じないときは、本センターはその認証を取り消すこと。
- (18) 認証事業者は、認証の取り消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合及び格付業務等を廃止した場合には、認証を受けている旨を言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、本センターの要求どおりに、認証証を返却すること。
- (19) 認証事業者は、認証証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨明記

し、全てを複製すること。

- (20) 本センターは、認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る圃場又は製造所、事業所、飼育場等の名称及び所在地ならびに認証の年月日、(16)の規定による請求をしたとき又は、認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び取消しを行った理由又は当該請求を行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
- (21) 認証事業者は、J A S 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、それらの苦情や処置を文書として記録し、その記録を本センターの求めに応じて本センターに利用させること。
- (22) 本センターは、認証申請者の認証後、J A S 法施行規則第 48 条二項の二に定める年次調査及び認証事項の変更等に係る調査及び無通告調査の実施を行うものとする。
- (23) 本センターは、認証事業者の認証の取消し、一時停止及び一時停止の解除については、認証業務規程第 5 2 条及び第 5 3 条及び第 5 4 条に規定する。
- (24) 本センターは、本センターが定める機密保持規程に従い、認証事業者に係る情報の保護を遵守するものとする。
- (25) 認証事業者は、本センターの認証業務に関し異議及び苦情がある場合は、本センターの定める異議申し立て及び苦情処理規程に従い異議及び苦情の申し立てができる。
- (26) 本センターは、J A S 規格や認証の技術的基準等の要求事項が改正された場合は遅滞なく認証事業者に通知するものとする。
- (27) 認証事業者は、その認証が取り消された時は、当該認証に係る格付表示の付してある農林物資の出荷又は適合表示の付してある広告等の使用停止、及び本センターが不相当と認める格付表示又は適合表示の除去若しくは抹消を行うこと。
- (28) 本センターは、認証事業者が認証を取り消された日より相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付表示の付してある農林物資の出荷又は適合表示付してある広告等の使用停止、及び本センターが不相当と認める格付表示または適合表示を除去若しくは抹消を行わない場合、その旨を公表することが出来る。

3 本センターは、認証申請者から求めがあった場合は、必要に応じて追加情報を当該認証申請者に提供することができる。

4 本センターは、要求事項の変更に関する決定及びその公表の後に、合理的であると考えられる期間内に各認証事業者が必要な対応を行ったことを、検証するものとする。

(認証の申請)

第36条 本センターの認証を受けようとする者は当該種別の「認証申請書（第 8 号・様式 B1～B7, 19, 20）」1部に必要な書類を添付して本センターの事務所に提出することにより申請する。

- 2 本センターに申請を予定する者が認証申請書の様式を必要とする場合は、本センターの事務所で配布する。
- 3 申請者は、申請に際して第 35 条第 2 項に規定する全ての要求に応じることを確約し、当該種別の「認証申請書」とともに「合意書（別記様式第 9 号・様式 A5）」を提出しなければならない。
- 4 本センターに認証申請を行う申請者は生産行程の管理又は把握、小分け、輸入品の受入れ及び保管に関する管理責任者、及び格付又は格付表示を担当する者は、判定日までにそれぞれ第 63 条に規定する研修を受講しなければならない。
- 5 本センターの講習会受講者は、別に定める「講習会実施規程・規程書類規 10」に規定する「修了証書」の交付を受けなければならない。または、本センターが指定する他機関の講習会受講者は、その受講を証明できる文書を本センターに提出しなければならない。

（認証申請の受理及び審査の準備）

第37条 本センター管轄区域内の認証申請者から、前条に規定する申請書が提出された時点で、以下の場合を除き、認証の申請を受理するものとする。

- (1) JAS法に関して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年を経過していない者（刑の確定前30日以内にその刑罰に係る認証事業者の役員であった者を含む。）からの申請の場合
 - (2) 本センター又は他の登録認証機関から認証を取り消されて1年を経過していない者（認証取り消しの日30日以内にその刑罰に係る認証事業者の役員であった者を含む。）からの申請の場合
 - (3) 認証申請者から本センターの規定に従わない旨の表明があった場合
 - (4) 申請書の確認の段階で認証の技術的基準に適合していないことが明確になった場合
- 2 本センターは、認証に係る審査を円滑かつ的確に実施するために以下の状態が確保されるよう審査を始める前に認証申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。
- (1) 認証のための要求事項が文書によって明確に規定され、申請者に理解されていること。
 - (2) 本センターの認証申請者との間に生じる理解の相違がないこと。
 - (3) 認証申請者が、本センターの業務規程に定める管轄区域、農林物資の種類、その他の認証に関する業務の範囲内において本センターが認証に関する業務を行うことを理解していること。
- 3 本センターは、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の認証申請の審査に係る業務の計画を作成するものとする。
- 4 本センターは、申請書の受理を行った場合は「認証基礎台帳（別記様式第 10 号・様式 D6）」に記載し、最終記載の日から5年間保存するものとする。

（審査員及び判定員の指名）

第38条 本センター長は、個別の申請に係る書類審査又は実地審査を行う者を審査員の中から指名するものとする。審査員には、認証申請者の規模等により、必要十分な人数を指名す

る。

- 2 本センター長は、審査員の審査又は調査結果に基づき、審査又は調査結果のレビュー、認証のための判定を行う者を判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について審査員に指名された者は、判定員には指名しないものとする。
- 3 審査員及び判定員の指名に当たっては、過去 2 年間に於いて認証申請者と利害関係を持ち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
- 4 本センターは、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、審査員及び判定員に適切な作業文書を与えるものとする。
- 5 審査員及び判定員に与える作業文書は、認証申請者の組織的運営機構、方針及び手順を調査し、かつ、これらが認証の技術的基準を満足していることを確認し、さらにこれらの手順が実施され、認証申請者が供給する農林物資に対して信頼を与えるものであることを確認するよう要求するものであるものとする。

(実地審査計画書の作成)

- 第39条 前条の規定により指名された審査員は、「書類審査結果（別記様式第 11 号・様式 B15～18, 23）」を用いて書類審査をおこない、その結果を本センター長に通知するものとする。
- 2 本センターは、審査員と認証申請者の日程調整を行い、申請者に対して「審査員訪問連絡書（別記様式第 12 号・様式 C1）」を送付するものとする。
 - 3 審査員は「実地（審査・調査）計画書（別記様式第 13 号・様式 C2）」を作成し、申請者が n に備え得る十分な時間の猶予を持って申請者に通知するものとする。
 - 4 審査員は、前項の計画書に基づき、あらかじめ実地審査の実施日時、面接及び立会者、申請者が準備すべき書類、記録、調査箇所等について申請者と決めておき、効率的かつ確かな実地審査を行うものとする。
 - 5 認証申請者が、審査員の指名について異議の申し立てを行う場合は、第 2 項の日程調整日から実地審査実施日 2 日前までの間に行わなければならない。

(審査の実施)

- 第40条 審査員による審査は、別に定める「認証業務マニュアル・規程書類マ 2」に基づき、書類審査及び実地審査により行うものとする。
- 2 審査員は、実地審査時に「訪問証明書（別記様式第 14 号・様式 C3）」を作成し、最後に認証申請者の責任者と会議を持ち、その会議の場で、認証の技術的基準への適合性に関して書面又は口頭で特に重要と思われる事項を「現地確認是正事項（別記様式第 33 号・様式 C19）」に示すものとする。

(審査結果の報告及び通知)

- 第41条 審査員は、審査結果を速やかに「審査報告書（別記様式第 15 号・様式 C8～C11、C17）」にとりまとめ、実地審査で入手した写真そのほかの判定に資する資料を適宜添付して本センター長に報告するものとする。
- 2 審査報告書は、認証申請者が是正すべき事項を特定して作成するものとする。

- 3 情報の不足から実地で審査できなかった事項についてはその旨を記載する。
- 4 本センター長は、審査報告書を速やかに申請者に通知するものとする。

(是正措置)

- 第42条 本センター長は、認証申請者に対し、審査報告書への意見の提出を求め、審査報告書で指摘した事項を是正するために実施した処置又は、一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して「改善報告書（別記様式第 16 号・様式 D2）」による回答を求めるものとする。
- 2 本センター長は、前項の回答について、全面的又は部分的な再審査が必要かどうか、又は第 48 条に定める認証事項の確認調査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認証申請者に通知するものとする。

(再審査)

- 第43条 審査員は、第 41 条第 2 項により指摘した事項が第 42 条による所定期限内に是正された場合は、当該部分の再審査を行い、審査報告書に再審査の結果を追記した最終報告書を本センター長に提出する。
- 2 本センター長は、最終報告書を認証申請者に通知するものとする。
 - 3 最終報告書には前の報告書との差異に関する説明をつけるものとし、作成する場合は、以下の事項を考慮するものとする。
 - (1) 実地調査の際に面談した認証申請者側職員の資格及び権限
 - (2) 内部規程、格付規程等の手順の内容及び生産行程、小分け、受入保管等の管理の記録、検査、格付等に関する記録の適切性
 - (3) 不適合を是正するために認証申請者が取った処置
 - 4 是正措置及び再審査の必要がなかった場合には、最終報告書を通知する必要はないものとする。
 - 5 再審査において再度実地審査を行う場合、当該実地審査に係る費用として、別表 1 の審査員日当、交通費、移動日当、郵送料等を請求するものとし、納付方法及び納付の期限については第 12 条第 3 項に準じる。

(認証の可否の判定)

- 第44条 判定員は、認証申請書、書類審査結果、審査報告書、最終報告書及びその他添付書類に基づいたレビューを行い認証の可否について審議を行う。この場合、原則として同一判定員によって、同時に遂行するものとする。
- 2 第 38 条の規定により指名された判定員は、前項のレビュー実施後、認証の技術的基準に整合しているか否かを判断基準に認証の可否の判定を行い、「判定結果報告書（別記様式第 17 号・様式 D1）」によって本センター長に報告するものとする。
 - 3 本センター長は、判定の結果適合と判定された場合は「判定結果通知書（別記様式第 18 号・様式 D3）」により認証した旨通知するものとする。
 - 4 本センター長は、判定の結果不適合と判定された場合は「判定結果通知書（別記様式第

18号・様式D4)により不適合の理由を明記し、認証できない旨通知するものとする。

5 本センターは、審査又は調査結果の記録を保存するものとする。

(認証証の交付及び返還)

第45条 本センター長は、判定の結果、当該農林物資の認証の技術的基準に適合すると認められた場合は、申請者に対し、遅延なく認証証(別記様式第19号・様式D5)を交付する。

2 本センター長は、第52条の判定の結果、認証範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は、認証の対象範囲を変更して認証証を再交付する。

3 本センター長は、第52条の判定の結果、認証の取り消しが適切であると認めた場合は、認証事業者に認証証を返還させるものとする。

4 本センター長は、第52条の判定の結果、格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止が適切であると認めた場合は、認証事業者に認証証を一時的に返還させるものとする。

5 本センター長は、第52条の判定の結果、格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除が適切であると認めた場合は、返還させていた認証証を返却すること。

6 本センター長は、認証事業者が格付又は格付の表示に関する業務を廃止した場合は、認証事業者に認証証を返還させるものとする。

(判定結果の不服申し立て)

第46条 判定結果に不服のある申請者は、判定結果通知書を受理してから10日以内に書面にてその理由を付し、本センター長に再審査の請求をすることができる。

2 本センター長は、前項の請求を受理してから、前回判定行った者とは別の判定員を指名し、請求内容を検討し、再審査が必要と認められた場合は、第37条から第43条の規定を準用して再審査を行う。

3 当該請求に係る費用は、別表1の規定を準用し、納付方法及び納付の期限については第12条第4項及び5項に準じる。

(再判定と通知)

第47条 本センター長は、再審査の最終報告書類等の提出を受けて、判定員に再度判定を行わせる。

2 再判定及び再判定の結果の通知については第44条及び第45条の規定を準用し、速やかに行う。

3 再判定の結果、再び認証基準に適合しないと再判定された申請者は、再々審査の請求はできないものとする。

(認証事項の確認)

第48条 本センターは、認証事業者がその後も継続して基準を満たしていることを確認するため、書類及び実地における認証事項の確認調査を実施する。

- 2 認証事項の確認は、概ね 1 年に 1 回、認証時の審査の方法に準じて実施する。また、本センター長は特に必要があると認めた場合は臨時確認調査を行うことができる。
- 3 本センターは、認証事項の確認の対象となる認証事業者に対し、調査申請書（別記様式第 20 号・様式 B8～B14, 21, 22）の提出を求める。
- 4 認証事項の確認に係る実施方法は、第 37 条第 3 項から第 43 条の規定に準じて行うこととする。
- 5 審査員は、認証事項の確認結果に基づき是正すべきところがあれば提示した調査報告書（別記様式第 15 号・様式 C12～C15、C18）を作成し、本センターに報告する。
- 6 本センター長は、調査報告書を認証事業者に通知するとともに、是正事項がある場合は、改善報告書の提出を求める。
- 7 判定員はその調査報告書、調査申請書、その他添付書類等に基づき、引き続き認証の技術的基準に適合しているかどうかの判定を行う。
- 8 本センター長は、判定結果を遅延なく認証事業者に通知する。
- 9 判定員より、「認証を継続すべきでない」との判定結果が出た場合、又は認証事項の確認の過程において J A S 法に違反する行為を行った事実を発見した場合は、本センター長は、第 52 条の規定に基づき必要な処置を求める。
- 10 認証事項の確認の結果、認証を受けている圃場又は製造所等の一部のみが不適合となった場合、第 45 条第 2 項の規定に準じて認証証を再発行する。
- 11 認証事業者の認証日又は認証事項が認証の技術的基準に適合している事を確認した日から主務大臣が定める、農林物資の種類又は農林物資の取り扱い方法の区分ごとに定める期間内に、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- 12 11 に定める確認は、認証事業者に対して事前に通知する他、本センターの認証に係る認証事業者の全部または一部に対して、事前に通知することなく行う。
- 13 12 に定める事前に通知することなく行う 11 に定める確認は、センター長と事業運営部長の協議により対象認証事業者を決定する。
- 14 4 に定める認証事項の実施方法においては第 8 条(3)(4)(6)(7)(8)に定める事業者に対して、状況に応じてインターネット等の通信による画像及び動画及び音声を利用したりリモート調査の実施を行う。

（認証事項の確認の不服申し立て）

第49条 認証事項の確認に係る判定の結果に不服がある場合の申し立て及び再調査の実施については、第 46 条、第 47 条の規定を準用する。

（変更届及び確認事項の臨時確認調査）

第50条 本センターは、認証事業者から第 35 条第 2 項(6)の認証事項に関する変更届（別記様式第 21 号・様式 D7）の提出があった場合、又は認証事業者が認証事項を変更したことを知った場合は、その内容が認証事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、当該認証事業者に通知するものとする。

- 2 変更届は認証事業者から本センターに原則として変更前に通知するものとする。
- 3 認証事業者が認証の技術的基準に適合しているかどうか、又は製品がJAS規格に適合しているかどうか不明な時は、認証事業者に対し本センターは許可するまでは、当該変更に係る製品に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求すること。
- 4 本センターは、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要とすると判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。
- 5 認証事項の臨時確認調査の実施方法は、第48条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行うこととする。

(情報提供等に基づく認証事項の臨時確認調査)

- 第51条 本センターは、第48条及び第50条に定める場合のほか、第三者からの情報提供その他の方法により認証事業者が認証の技術的基準に適合しない恐れのある事実を把握した時は、認証事項の臨時確認調査を行うこととする。
- 2 認証事項の臨時確認調査の実施方法は、第48条の認証事項の確認方法の実施方法に準じて行うこととする。
 - 3 認証事業者が認証の技術的基準に適合しているかどうか、又は製品がJAS規格に適合しているかどうか不明なときは、認証事業者に対して、本センターが許可するまでは、当該変更に係る農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求する。

(調査結果に基づく判定)

- 第52条 本センター長は、第48条、第50条及び51条に定める調査を実施した時は、判定員を指名し、調査結果に基づいたレビューを行い、認証の技術的基準への適合を判定させる。この場合、原則として同一判定員によって、同時に遂行するものとする。
- 2 判定員は調査報告書に基づき、認証の維持、認証の縮小若しくは拡大、格付業務の停止、及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止並びに停止の解除、認証の取り消しについて審議を行う。
 - 3 判定員は、前項の審議の結果を踏まえ、判定を行いその結果を本センター長に報告する。
 - 4 判定員の判定基準は以下のとおりとする。
 - (1) 認証の維持又は格付等の停止請求の解除
認証事業者が認証の技術的基準に引き続き適合していること。
 - (2) 認証の縮小又は拡大、認証事項の変更
認証範囲の変更後の状態が認証の技術的基準に適合していること。
 - (3) 格付業務の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止及び格付の表示等の除去抹消
 - ① 故意又は重大な過失でないJAS法の規定に違反したとき（ただし、軽微なものは改善要求の対象とする）。
 - ② 認証の技術的基準項に適合しなくなった場合であって、速やかに認証の技術的基準及びその他省令で規定された事項に適合することが見込まれないとき。
 - (4) 情報の提供方法の改善及び情報提供停止の請求

J A S 法施行規則第 48 条第一項二 (5) 及び(6)に違反したとき。

(5) 認証の取り消し

- ① 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に該当するものとなることが1年以上見込まれないとき。
- ② 認証事業者が、J A S 法第 10 条第 6 項若しくは第 7 項、第 37 条又は第 38 条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
- ③ 主務大臣が、本センターに対し、本センターが認証した認証事業者が正当な理由なくして J A S 法第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定による格付の表示の改善又は除去若しくは抹消の命令違反し、又は J A S 法第 65 条第 2 項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の提出をし、若しくは同条同項若しくは J A S 法第 66 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。
- ④ 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなったとき (①に該当する場合を除く。) は、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するために必要な措置を請求し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講じる期間、格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認証事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。
- ⑤ 認証事業者が、2 度の請求にも係わらず、請求書到着日から 1 ヶ月以内に認証事項の確認調査の手数料が納付しないことをもって本センター長から判定員に対して取り消しの判定が求められたとき。
- ⑥ 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合と見込まれないとき。
- ⑦ 認証機関が認証した認証事業者が正当な理由なくして J A S 法施行規則第 48 条第一項二(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の提出をし、又は同項二(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは項二(12)の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は業務規程第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条における確認のための書類審査、実地調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- ⑧ その他の省令で規定された事項

5 前項(5)の②の重大な過失は、次のとおりとする。

- (1) 認証事業者の過ちにより、長期に渡って、J A S 規格不適合となった農林物資に J A S マークを付して出荷した場合。
- (2) 長期に渡り、誤って農林物資の格付審査をせず、J A S マークを貼付して出荷した場合。
- (3) 長期に渡り、格付管理記録の記入を失念していた場合。

(4) 格付管理記録に長期に渡り誤った記録をしていた場合。

- 6 本センター長は、判定結果を認証事業者に通知する。ただし、認証の取り消しを通知しようとするときは、その 1 週間前までに当該認証の取り消しに係る認証事業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。
- 7 本センター長は、認証事業者が格付業務を廃止又は本センターが認証事業者に対して認証を取り消した時、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求並びに認証の縮小をした場合は当該認証事業者が引き続き認証された状態にあるような宣伝・広告等の中止又は修正等、その他必要な措置を行うよう併せて請求するものとする。
- 8 本センターは、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

(格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除)

第53条 本センター長は、格付業務の停止請求及び格付けの表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合、一名以上の審査員を割り当てるものとする。認証事業者から、請求に対し、是正を行った旨報告があった場合は、第 50 条に準じて、是正措置の確認を行うものとする。

- 2 本センターは調査の結果について第 52 条に基づいてレビュー及び判定を行い、改善が認められた場合は請求の解除を行うものとする。

(認証事業者の違反に対する対応)

第54条 本センターは、認証事業者の違反及び違反が疑わしい場合に対し、以下のとおり対応する。

- (1) 認証事業者の認証を取り消した場合
 - ① 認証の取り消し後 1 年間は、再認証の申請を受け付けないこととする。
 - ② 再認証の際は、違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築及び是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。
- (2) 格付業務及び J A S マーク貼付品の出荷の停止を行った場合
 - ① 違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。
 - ② 是正されたシステムの実地確認を行い違反が生じないことを審査する。
- (3) 違反が疑わしいことが明らかになった場合
 - ① 違反事項に該当するのかが内容確認を行う。
 - ② 違反事項であるかどうか疑わしい場合は、格付業務の自粛要請を要求する。
- (4) 認証を取り消された事業者が認証取り消し日から相当期間の経過後も、当該認証に係る格付表示の付してある農林物資の出荷又は適合表示の付してある広告等の使用停止及び本センターが不相当と認める格付表示又は適合表示の除去若しくは抹消を行わない場合、その旨を本センターにおいて公衆の閲覧に供する他、適切な方法により

その旨の情報提供を行う。

(J A S規格及び認証の技術的基準等の改正)

第55条 J A S規格又は認証の技術的基準等が改正された場合、認証事業者に文章でその旨通知をするものとする。

- 2 本センター長は、認証の技術的基準等の改正により認証事業者が、認証の技術的基準等に適合しない恐れがある場合は速やかに講じた処置を確認する。

第9章 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

第56条 本センター長は、公平性に対するリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努めなければならない。

- 2 公平性のリスクの特定等は、公平性委員会設置規程によるものとする。

(公平性委員会)

第57条 本センター長は、認証機関の運営に関する公平性について毎年1回以上公平性委員会を招集する。

- 2 前項の手順は、別に定める公平性委員会設置規程による。
- 3 公平性委員会は、本センターの認証業務等の公平性について審議を行い、その結果を本センター長に進言することとする。
- 4 公平性委員会の記録は文章化し、保存するものとする。

(内部監査の実施)

第58条 本センター長は、本センターの認証に関する業務が公正かつ客観的に行われていることを証するために、事務所並びに認証に従事する者に対する内部監査を少なくとも12か月に1回以上定期的に実施する。

- 2 内部監査の手順は、別に定める「内部監査規程・規程書類規8」によるものとする。
- 3 内部監査の結果は、文書化し、保存するものとする。

(認証に関する業務の手順、方法の確認及び見直し)

第59条 本センター長は、認証に関する業務の手順及び方法について毎年1回以上見直しのための確認を行うものとする。

- 2 前項の確認の方法は、本センター長が別に「認証に関する業務の手順の改善に関する規程・規程書類規9」に定める。
- 3 認証に関する業務の見直しの記録は、文書化し保存するものとする。

(不適合業務)

第60条 本センター長は、別に定める「不適合業務管理規程・規程書類規12」により不適合業務

の是正及び予防に努めるものとする。

(外部監査の受け入れ)

第61条 本センターは、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受け入れるとともに、監査の実施に協力するものとする。

第10章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項

(認証事業者の認証番号)

第62条 認証事業者の認証番号の表記は、別表 4 による。

(講習会の実施)

第63条 本センターは次の講習会を年 1 回以上開催する。

- 1) 生産行程管理責任者及び小分け責任者並びに受入保管責任者講習会
- 2) 格付担当者及び格付表示担当者講習会
- 2 講習会は、別に定める「講習会実施規程・規程書類規 10」に基づき実施する。
- 3 本センターが指定する他機関が行う第 1 項に係る講習会は本センターが指定する講習会とすることができる。
- 4 本センターは、必要に応じて審査員養成のための講習会を開催する。

(苦情、異議申立て及び紛争の処理)

第64条 本センターは申請者若しくは認証事業者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申立て又は紛争を別に定める「異議申立て及び苦情処理規程・規程書類規 11」に基づいて処理するものとする。

- 2 本センターは、苦情、異議申立て及び、紛争の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処理について記録するとともに、有効性の評価を行う。
- 3 本センターは、賠償責任などの債務に対して以下より適切に備えておくものとする。
 - (1) センター長は、認証業務に関連した活動から生じる賠償責任に対処するため、別に「損害賠償対処マニュアル・規程書類マ 1」を定め、本センターの役職員及び認証に関する業務に従事する者は、これに従わなければならない。

(認証証及び格付の表示の管理等)

第65条 本センターは、認証事業者に認証証及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

- 2 本センターの役員、職員、審査員、判定員、及び社員は認証事業者による不適正な格付の表示を発見したときは、直ちに本センター長に報告するものとする。
- 3 本センター長は、前項の報告があったときは、当該認証事業者が本センターによる認証を受けた者である場合は、速やかに適切な措置を講じるものとし、当該認証事業者が他の登録認証機関の認証を受けた者若しくは J A S 法による認証事業者でない者である場合は、その内容を農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センターに報告する。

(報告及び公表)

第66条 本センターは次の各号に掲げるときは、遅滞なく独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)を通して主務大臣に報告するとともに、事務所において公衆の縦覧に供し、その他適切な方法によりこれらの情報を提供するものとする。

- (1) 認証を行ったとき
- (2) 認証事業者に対し、格付業務及び格付の表示を付してある農林物資の出荷を停止又は格付の表示の除去若しくは抹消することを請求及び解除したとき
- (3) 認証事業者が格付業務を廃止したとき
- (4) 認証を取り消したとき

2 前項の報告及び情報提供を行う内容は以下の事項とする。

- (1) 認証を受けた者(出荷停止を請求した者、格付業務を廃止した者、認証を取り消した者)の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証に係る農林物資の種類
- (3) 当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別
- (4) 当該認証に係る工場、圃場又は事務所の名称及び所在地
- (5) 認証(出荷停止の請求、格付業務の廃止、認証の取り消し、出荷停止、格付表示の除去若しくは抹消)の年月日
- (6) 農林物資の出荷の停止の請求にあつては請求の理由、認証の取り消しにあつては取り消しの理由

3 本センターは、認証事業者から前年度の格付実績等の報告を受け、農林物資の種類ごとにとりまとめ、毎年9月末までに主務大臣に報告する。

(管轄裁判所)

第67条 申請者若しくは認証事業者等の利害関係者と本センターとの間で訴訟の必要性が生じた場合、訴訟金額、内容の如何に関わらず、本センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第68条 この規程に定めるもののほか、認証に関する業務に関し必要な事項は、本センター長が別に定める。

(附 則)

1. この規程は、本センターが登録認証機関に登録された日より適用する。
2. この規程は、2006年3月1日より適用する。
3. (一部改訂) 2006年3月7日(地鶏肉料金の変更)

4. (一部改訂) 2007 年 6 月 1 日 (臨時確認調査手数料の変更、各手数料の額の算定方法の削除及び項目の名称の一部変更 (調査料→調査申請料))
5. (一部改訂) 2008 年 3 月 14 日 (認証手数料の徴収方法の変更、各手数料の名称の変更、取締役会の削除等)
6. (一部改訂) 2008 年 7 月 4 日 (有機畜産物 (家きん) の生産行程管理者の料金変更)
7. (一部改訂) 2009 年 9 月 17 日 (更新に伴う変更、文言の修正等)
8. (一部改訂) 2009 年 11 月 11 日 (更新に伴う変更、文言の修正等)
9. (一部改訂) 2012 年 8 月 15 日 (ISOガイド 17065 による変更、文言の修正等)
10. (一部改訂) 2013 年 11 月 26 日 (FAMIC の指摘により第 3、16、36、38 条 2 を修正)
11. (一部改訂) 2015 年 4 月 1 日 (FAMIC の指摘により第 9 条を修正、別記様式番号の修正、食品表示法施行に伴う変更 (JAS 法の法律名の変更))
12. (一部改訂) 2016 年 1 月 7 日 (FAMIC の指摘により第 35 条・第 52 条を修正、別記様式番号、別表の関係条項番号の修正)
13. (一部改訂) 2020 年 1 月 7 日 (JAS 法の法律名の変更、JAS 法の改正に伴う用語の変更 (認定→認証)、35 条 2(3) の修正 (1 年間以上→3 年間))
14. (一部改訂) 2020 年 4 月 3 日 (JAS 法の改正に伴う変更、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉認証業務に対応した変更、有機畜産物輸入業者認証に対応した変更、地鶏肉及び有機認証業務規程の名称変更、料金の改定)
15. (一部改訂) 2021 年 5 月 6 日 (JAS 法の改正 (無通告調査の実施及び輸出証明書発行業務の開始) に伴う変更、料金の改定及び有機畜産物における料金区分の見直し及び輸出証明書発行手数料の新設)
16. (一部改訂) 2022 年 10 月 1 日 (JAS 法の改正 (有機酒類及び外国格付表示取扱業者の認証業務の開始) に伴う変更、輸出証明書発行について修正、年次調査におけるリモート調査手法の追加、無通告調査実施の追加、料金の改定)

別表 1 (第 12 条関係) 認証手数料

【認証申請料・判定料】

項目	区 分		金 額	
認証申請料	地鶏肉	生産行程管理者	73,000 円	
		小分け業者	73,000 円	
	持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉	生産行程管理者	卵用鶏養鶏業者	117,000 円
			卵選別包装業者	97,000 円
			鶏卵流通業者	78,000 円
			肉用鶏養鶏業者	168,000 円
		小分け業者	食鳥処理業者	140,000 円
			鶏肉流通業者	112,000 円
	有機畜産物 (めん羊及び山羊)	生産行程管理者	鶏卵流通業者	48,000 円
			鶏肉流通業者	67,000 円
		小分け業者	飼養施設のみ	126,000 円
			屠場のみ	167,000 円
		小分け業者	飼養施設(屠場含む)	205,000 円
				120,000 円
	有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	106,000 円
			屠場のみ	142,000 円
		小分け業者	飼養施設(屠場含む)	178,000 円
				106,000 円
有機畜産物 (肉牛・乳牛)	生産行程管理者	乳用牛	112,000 円	
		肉用牛(飼養施設のみ)	132,000 円	
	小分け業者	肉用牛(屠場のみ)	175,000 円	
		肉用牛(飼養施設・屠場)	217,000 円	
	小分け業者		122,000 円	
有機畜産物 (家きん)	生産行程管理者	採卵鶏	102,000 円	
		食鶏 A	120,000 円	
		食鶏 B	152,000 円	
		食鶏 C	198,000 円	
	小分け業者		102,000 円	
有機飼料 (加工)	生産行程管理者		106,000 円	
	小分け業者		106,000 円	

	有機農産物 有機飼料(農産物)	生産行程管理者 (個人申請)	1ha 未満 1ha 以上 5ha 未満 5ha 以上 10ha 未満 10ha 以上 50ha 未満 50ha 以上 100ha 未満 100ha 以上 300ha 未満 300ha 以上 500ha 未満 500ha 以上	22,000 円 33,000 円 55,000 円 77,000 円 88,000 円 120,000 円 154,000 円 209,000 円
	有機加工食品(有機酒 類を含む)	生産行程管理者		55,000 円
	有機農産物 有機飼料(農産物) 有機加工食品(有機酒 類を含む)	小分け業者		55,000 円
	有機農産物 有機畜産物 有機加工食品(有機酒 類を含む)	輸入業者及び外国格付表示 取扱業者		55,000 円
判定料	地鶏肉	生産行程管理者		80,000 円
		小分け業者		80,000 円
	持続可能性に配慮し た鶏卵・鶏肉	生産行程管理者	卵用鶏養鶏業者	101,000 円
			卵選別包装業者	84,000 円
			鶏卵流通業者	68,000 円
			肉用鶏養鶏業者	144,000 円
		小分け業者	食鳥処理業者	120,000 円
			鶏肉流通業者	96,000 円
	有機畜産物 (めん羊及び山羊)	生産行程管理者	鶏卵流通業者	53,000 円
			鶏肉流通業者	73,000 円
有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	126,000 円	
		屠場のみ	167,000 円	
	小分け業者	飼養施設(屠場含む)	205,000 円	
			130,000 円	
有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	106,000 円	
		屠場のみ	142,000 円	
	小分け業者	飼養施設(屠場含む)	178,000 円	
			117,000 円	

有機畜産物 (乳牛・肉牛)	生産行程管理者	乳用牛 肉用牛(飼養施設のみ) 肉用牛(屠場のみ) 肉用牛(屠場を含む)	112,000 円 132,000 円 175,000 円 217,000 円
	小分け業者		132,000 円
有機畜産物 (家きん)	生産行程管理者	採卵鶏 食鶏 A 食鶏 B 食鶏 C	102,000 円 120,000 円 152,000 円 198,000 円
	小分け業者		102,000 円
有機飼料 (加工)	生産行程管理者		117,000 円
	小分け業者		117,000 円
有機飼料(農産物) 有機農産物	生産行程管理者 (個人申請)	1 ha 未満	35,000 円
		1 ha 以上 5 ha 未満	49,000 円
		5 ha 以上 10ha 未満	60,000 円
		10ha 以上 50ha 未満	74,000 円
		50ha 以上 100ha 未満	80,000 円
		100ha 以上 300ha 未満	110,000 円
		300ha 以上 500ha 未満 500ha 以上	132,000 円 143,000 円
有機加工食品(有機酒 類を含む)	生産行程管理者		88,000 円
有機農産物 有機飼料(農産物) 有機加工食品(有機酒 類を含む)	小分け業者	年間売上高 10 億円未満	60,000 円
		年間売上高 10 億円以上	88,000 円
有機農産物 有機畜産物 有機加工食品(有機酒 類を含む)	輸入業者及び外国格付表示 取扱業者	年間売上高 10 億円未満	60,000 円
		年間売上高 10 億円以上	88,000 円

【審査料】

項 目		金 額
審 査 料	審査員日当 (1日当り)	26,000 円
	申請 1 件当りの審査報告書作成料	26,000 円
	移動日当	5,500 円
	交通費・宿泊費	実 費
	郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等 実 費

注) * 認証申請料及び判定料は 1 戸 (1 法人、1 施設) 当りの金額×生産農家戸数 (法人数、施設数) とする。

* 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、地鶏肉、有機農産物、有機飼料 (農産物) 及び有機畜産物の生産行程管理者のグループ認証申請料及び判定料は、別途料金を適用する。

* 移動日当とは実地審査を伴わない移動日の 1 日当りの料金とする。

* 交通費は、審査員の自宅から現地までの料金とし、公共交通機関を用いる場合は最も低いクラスの料金とする。但し、上のクラスの席しか空席でない場合はこの限りではない。

* 宿泊費は、上限を 9,000 円とする。但し、上限を超える部屋しか空室でない場合はこの限りではない。

* 同一工程で 2 業者以上の実地審査を行う場合は、交通費、宿泊費及び移動日当を 2 業者以上で案分した金額を実費とする。

* 1 日当りの所要時間は 8 時間以内とする。

* 審査日数が 1 日を越えた場合、その使用日数に審査員日当を掛けた料金を請求するものとする。

* 海外の場合は、認証申請料・判定料・審査員日当・審査報告書作成日当及び移動日当とも記載料金の 1.5 倍とする。

* 調査手数料 (2 年目以降の調査に係る手数料) は、別途料金を適用する。

* 食鶏 A, B, C はそれぞれ下記のとおり定義する。

食鶏 A…食鳥処理場においてと体処理のみ行い、処理羽数が年間 30 万羽未満の場合

食鶏 B…食鳥処理場においてと体処理のみ行い、処理端数が年間 30 万羽以上の場合

食鶏 C…食鳥処理場において、と体処理・パーツカットを行う場合

【持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、地鶏肉、有機農産物・有機飼料(農産物)及び有機畜産物の生産行程管理者グループ申請の場合の認証手数料】

項 目		法人数		金 額 (1法人当り)
地 鶏 肉	認証申請料	3 法人以上 7 法人未満		25,000 円
		7 法人以上 10 法人未満		12,000 円
		10 法人以上		9,000 円
	判定料	3 法人以上 7 法人未満		28,000 円
		7 法人以上 10 法人未満		15,000 円
		10 法人以上		13,000 円
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
郵送料等		報告書郵送料、写真代、資料コピー代等	実 費	
項 目		法人数		金 額 (1法人当り)
持 続 可 能 性 に 配 慮 し た 鶏 卵 ・ 鶏 肉	認証申請料	3 法人以上 7 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	28,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	40,000 円
	7 法人以上 10 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	22,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	31,000 円	
	10 法人以上	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	20,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	28,000 円	
	判定料	3 法人以上 7 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	29,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	41,000 円
7 法人以上 10 法人未満		卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	22,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	31,000 円	

	10 法人以上	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	20,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	28,000 円	
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
交通費・宿泊費		実 費		
	郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等	実 費	
項 目	生産農家戸数		金 額 (1 戸当り)	
有機農産物及び有機飼料(農産)	認証申請料	6 戸以上 10 戸未満	12,000 円	
		10 戸以上	11,000 円	
	判定料	6 戸以上 10 戸未満	14,000 円	
		10 戸以上	12,000 円	
	審査	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
			郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等
	項 目	法人数		金 額 (1 法人当り)
有機畜産物	認証申請料	3 法人以上 5 法人未満	78,000 円	
		5 法人以上	73,000 円	
	判定料	3 法人以上 5 法人未満	73,000 円	
		5 法人以上	51,000 円	
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
			郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等

注) * 認証申請料及び判定料は 1 戸 (1 法人、1 施設) 当りの金額×生産農家戸数 (法人数、施設数) とする。

* 有機農産物及び有機飼料 (農産物) の生産農家戸数が 5 戸以下の場合は、個人申請とする。

* 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉及び地鶏肉及び有機畜産物の法人数が 2 法人以下の場合は、個人申請とする。

* 移動日当とは実地審査を伴わない移動日の 1 日当りの料金とする。

* 交通費は、審査員の自宅から現地までの料金とし、公共交通機関を用いる場合は最も低いクラ

規 1 (20221001)

スの料金とする。但し、上のクラスの席しか空席でない場合はこの限りではない。

* 宿泊費は、上限を 9,000 円とする。但し、上限を超える部屋しか空室でない場合はこの限りではない。

* 同一工程で 2 業者以上の実地審査を行う場合は、交通費、宿泊費及び移動日当を 2 業者以上で案分した金額を実費とする。

* 1 日当りの所要時間は 8 時間以内とする。

* 審査日数が 1 日を越えた場合、その使用日数に審査員日当を掛けた料金を請求するものとする

* 海外の場合は、認証申請料・判定料・審査員日当・審査報告書作成日当及び移動日当とも記載料金の 1.5 倍とする。

別表 2 (第 13 条第 1 項関係) 調査手数料

【調査申請料・継続判定料】

項目	区 分		金 額	
調査申請料	地鶏肉	生産行程管理者	73,000 円	
		小分け業者	73,000 円	
	持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉	生産行程管理者	卵用鶏養鶏業者	117,000 円
			卵選別包装業者	97,000 円
			鶏卵流通業者	78,000 円
			肉用鶏養鶏業者	168,000 円
		小分け業者	食鳥処理業者	140,000 円
			鶏肉流通業者	112,000 円
	有機畜産物 (めん羊及び山羊)	生産行程管理者	鶏卵流通業者	48,000 円
			鶏肉流通業者	67,000 円
		小分け業者	飼養施設のみ	126,000 円
			屠場のみ	167,000 円
		小分け業者	飼養施設(屠場含む)	205,000 円
			小分け業者	120,000 円
	有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	106,000 円
			屠場のみ	142,000 円
		小分け業者	飼養施設(屠場含む)	178,000 円
			小分け業者	106,000 円
有機畜産物 (肉牛・乳牛)	生産行程管理者	乳用牛	112,000 円	
		肉用牛(飼養施設のみ)	132,000 円	
	小分け業者	肉用牛(屠場のみ)	175,000 円	
		肉用牛(飼養施設・屠場)	217,000 円	
有機畜産物 (家きん)	生産行程管理者	肉用牛(飼養施設・屠場)	217,000 円	
		小分け業者	122,000 円	
	生産行程管理者	採卵鶏	102,000 円	
		食鶏 A	120,000 円	
		食鶏 B	152,000 円	
		食鶏 C	198,000 円	
	小分け業者	102,000 円		
有機飼料 (加工)	生産行程管理者		106,000 円	
		小分け業者	106,000 円	

	有機農産物 有機飼料(農産物)	生産行程管理者 (個人申請)	1ha 未満 1ha 以上 5ha 未満 5ha 以上 10ha 未満 10ha 以上 50ha 未満 50ha 以上 100ha 未満 100ha 以上 300ha 未満 300ha 以上 500ha 未満 500ha 以上	22,000 円 33,000 円 55,000 円 77,000 円 88,000 円 120,000 円 154,000 円 209,000 円
	有機加工食品(有機酒 類を含む)	生産行程管理者		55,000 円
	有機農産物 有機飼料(農産物) 有機加工食品(有機酒 類を含む)	小分け業者		55,000 円
	有機農産物 有機畜産物 有機加工食品(有機酒 類を含む)	輸入業者及び外国格付表示 取扱業者		55,000 円
継続 判定 料	地鶏肉	生産行程管理者		80,000 円
		小分け業者		80,000 円
	持続可能性に配慮し た鶏卵・鶏肉	生産行程管理者	卵用鶏養鶏業者	101,000 円
			卵選別包装業者	84,000 円
			鶏卵流通業者	68,000 円
			肉用鶏養鶏業者	144,000 円
		小分け業者	食鳥処理業者	120,000 円
			鶏肉流通業者	96,000 円
	有機畜産物 (めん羊及び山羊)	生産行程管理者	鶏卵流通業者	53,000 円
			鶏肉流通業者	73,000 円
有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	126,000 円	
		屠場のみ	167,000 円	
	小分け業者	飼養施設(屠場含む)	205,000 円	
			130,000 円	
有機畜産物 (豚)	生産行程管理者	飼養施設のみ	106,000 円	
		屠場のみ	142,000 円	
	小分け業者	飼養施設(屠場含む)	178,000 円	
			117,000 円	

有機畜産物 (乳牛・肉牛)	生産行程管理者	乳用牛 肉用牛(飼養施設のみ) 肉用牛(屠場のみ) 肉用牛(屠場を含む)	112,000 円 132,000 円 175,000 円 217,000 円
	小分け業者		132,000 円
有機畜産物 (家きん)	生産行程管理者	採卵鶏 食鶏 A 食鶏 B 食鶏 C	102,000 円 120,000 円 152,000 円 198,000 円
	小分け業者		102,000 円
有機飼料 (加工)	生産行程管理者		117,000 円
	小分け業者		117,000 円
有機飼料(農産物) 有機農産物	生産行程管理者 (個人申請)	1 ha 未満	35,000 円
		1 ha 以上 5 ha 未満	49,000 円
		5 ha 以上 10ha 未満	60,000 円
		10ha 以上 50ha 未満	74,000 円
		50ha 以上 100ha 未満	80,000 円
		100ha 以上 300ha 未満	110,000 円
		300ha 以上 500ha 未満 500ha 以上	132,000 円 143,000 円
有機加工食品(有機酒 類を含む)	生産行程管理者		88,000 円
有機農産物 有機飼料(農産物) 有機加工食品(有機酒 類を含む)	小分け業者	年間売上高 10 億円未満	60,000 円
		年間売上高 10 億円以上	88,000 円
有機農産物 有機畜産物 有機加工食品(有機酒 類を含む)	輸入業者及び外国格付表示 取扱業者	年間売上高 10 億円未満	60,000 円
		年間売上高 10 億円以上	88,000 円

【審査料】

項 目		金 額
審 査 料	審査員日当 (1日当り)	26,000 円
	申請 1 件当りの審査報告書作成料	26,000 円
	移動日当	5,500 円
	交通費・宿泊費	実 費
	郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等 実 費

- 注) *調査申請料及び継続判定料は 1 戸 (1 法人、1 施設) 当りの金額×生産農家戸数 (法人数、施設数) とする。
- *持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、地鶏肉、有機農産物、有機飼料 (農産物) 及び有機畜産物の生産行程管理者のグループ調査申請料及び継続判定料は、別途料金を適用する。
- *移動日当とは実地審査を伴わない移動日の 1 日当りの料金とする。
- *交通費は、審査員の自宅から現地までの料金とし、公共交通機関を用いる場合は最も低いクラスの料金とする。但し、上のクラスの席しか空席でない場合はこの限りではない。
- *宿泊費は、上限を 9,000 円とする。但し、上限を超える部屋しか空室でない場合はこの限りではない。
- *同一工程で 2 業者以上の実地審査を行う場合は、交通費、宿泊費及び移動日当を 2 業者以上で案分した金額を実費とする。
- *1 日当りの所要時間は 8 時間以内とする。
- *審査日数が 1 日を越えた場合、その使用日数に審査員日当を掛けた料金を請求するものとする。
- *海外の場合は、認証申請料・判定料・審査員日当・審査報告書作成日当及び移動日当とも記載料金の 1.5 倍とする。
- *調査手数料 (2 年目以降の調査に係る手数料) は、別途料金を適用する。
- *食鶏 A,B, C はそれぞれ下記のとおり定義する。
 食鶏 A…食鳥処理場においてと体処理のみ行い、処理羽数が年間 30 万羽未満の場合
 食鶏 B…食鳥処理場においてと体処理のみ行い、処理端数が年間 30 万羽以上の場合
 食鶏 C…食鳥処理場において、と体処理・パーツカットを行う場合

【持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉、地鶏肉、有機農産物・有機飼料(農産物)及び有機畜産物の生産行程管理者グループ申請の場合の調査手数料】

項 目		法人数		金 額 (1 法人当り)
地 鶏 肉	調査申請料	3 法人以上 7 法人未満		25,000 円
		7 法人以上 10 法人未満		12,000 円
		10 法人以上		9,000 円
	継続判定料	3 法人以上 7 法人未満		28,000 円
		7 法人以上 10 法人未満		15,000 円
		10 法人以上		13,000 円
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
郵送料等		報告書郵送料、写真代、資料コピー代等		実 費
項 目		法人数		金 額 (1 法人当り)
持 続 可 能 性 に 配 慮 し た 鶏 卵 ・ 鶏 肉	調査申請料	3 法人以上 7 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	28,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	40,000 円
		7 法人以上 10 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	22,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	31,000 円
		10 法人以上	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	20,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	28,000 円
	継続判定料	3 法人以上 7 法人未満	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	29,000 円
			肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	41,000 円
7 法人以上 10 法人未満		卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	22,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	31,000 円	

	10 法人以上	卵用鶏養鶏業者、卵選別包装業者、鶏卵流通業者	20,000 円	
		肉用鶏養鶏業者、食鳥処理業者、鶏肉流通業者	28,000 円	
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
交通費・宿泊費		実 費		
郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等		実 費	
項 目	生産農家戸数		金 額 (1 戸当り)	
有機農産物及び有機飼料(農産)	調査申請料	6 戸以上 10 戸未満		12,000 円
		10 戸以上		11,000 円
	継続判定料	6 戸以上 10 戸未満		14,000 円
		10 戸以上		12,000 円
	審査	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
		郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等	
	項 目	法人数		金 額 (1 法人当り)
有機畜産物	調査申請料	3 法人以上 5 法人未満		78,000 円
		5 法人以上		73,000 円
	継続判定料	3 法人以上 5 法人未満		73,000 円
		5 法人以上		51,000 円
	審査料	審査員日当 (1 日当り)		26,000 円
		申請 1 件当りの審査報告書作成料		26,000 円
		移動日当		5,500 円
		交通費・宿泊費		実 費
		郵送料等	報告書郵送料、写真代、資料コピー代等	

注) * 調査申請料及び継続判定料は 1 戸 (1 法人、1 施設) 当りの金額×生産農家戸数 (法人数、施設数) とする。

* 有機農産物及び有機飼料 (農産物) の生産農家戸数が 5 戸以下の場合は、個人申請とする。

* 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉及び地鶏肉及び有機畜産物の法人数が 2 法人以下の場合は、個人申請とする。

* 移動日当とは実地審査を伴わない移動日の 1 日当りの料金とする。

* 交通費は、審査員の自宅から現地までの料金とし、公共交通機関を用いる場合は最も低いクラ

規 1 (20221001)

スの料金とする。但し、上のクラスの席しか空席でない場合はこの限りではない。

* 宿泊費は、上限を 9,000 円とする。但し、上限を超える部屋しか空室でない場合はこの限りではない。

* 同一工程で 2 業者以上の実地審査を行う場合は、交通費、宿泊費及び移動日当を 2 業者以上で案分した金額を実費とする。

* 1 日当りの所要時間は 8 時間以内とする。

* 審査日数が 1 日を越えた場合、その使用日数に審査員日当を掛けた料金を請求するものとする

* 海外の場合は、調査申請料・継続判定料・審査員日当・審査報告書作成日当及び移動日当とも記載料金の 1.5 倍とする。

別表 2-1 (第 13 条第 5 項関係) 臨時確認調査手数料

【 1、書類審査のみの場合の臨時確認調査手数料】

項目	区 分	金 額
臨時 確認 調査 手数料	別表 2 継続判定料の各区分の該当金額の 40%	各々
	書類審査料	15,000 円

【 2、実地調査を伴う場合の臨時確認手数料】

項目	区 分	金 額	
臨時 確認 調査 手数料	「別表 2 調査申請料」の各区分の該当金額の 40%	各々	
	「別表 2 継続判定料」の各区分の該当金額の 40%	各々	
	実地 調査 料	審査員日当 (1 日当り)	9,000 円
		申請 1 件当りの調査報告書作成料	13,000 円
		移動日当	3,500 円
		交通費・宿泊費	実費
	郵送料等 (報告書郵送料、写真代、資料コピー代等)	実費	

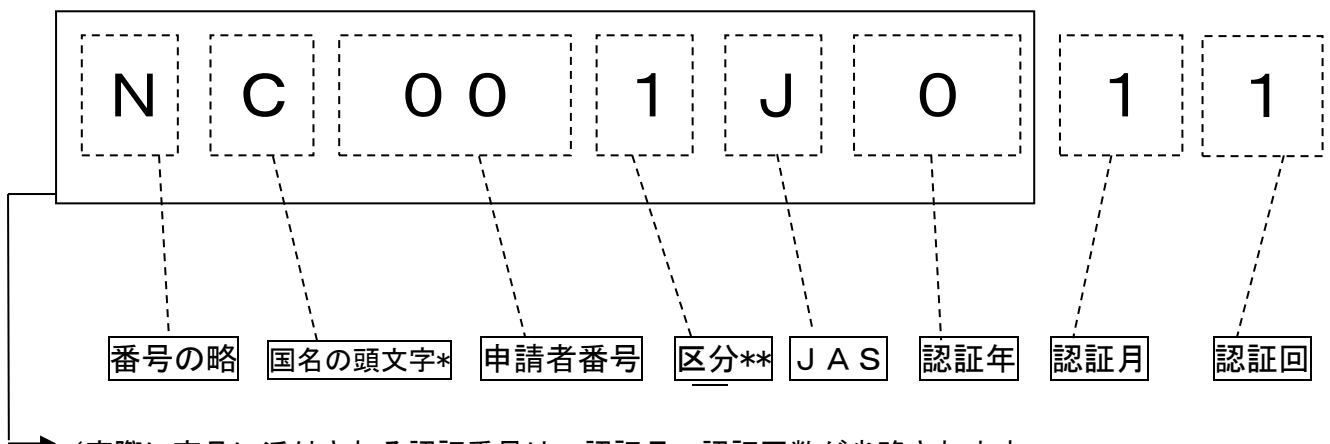
- 注) *移動日当とは実地調査を伴わない移動日の 1 日当りの料金とする。
 *交通費は、審査員の自宅から現地までの料金とし、公共交通機関を用いる場合は最も低いクラスの料金とする。但し、上のクラスの席しか空席でない場合はこの限りではない。
 *宿泊費は、上限を 9,000 円とする。但し、上限を超える部屋しか空室でない場合はこの限りではない。
 *同一工程で 2 業者以上の実地調査を行う場合は、交通費、宿泊費及び移動日当を 2 業者以上で案分した金額を実費とする。
 *1 日当りの所要時間は 8 時間以内とする。
 *審査日数が 1 日を越えた場合、その使用日数に審査員日当を掛けた料金を請求するものとする。
 *グループ申請の場合の「各区分の該当金額の 40%」とは、1 戸 (1 法人、1 施設) 当りの金額の 40%に生産農家戸数 (法人数) を掛けた料金を請求するものとする。
 *海外の場合は、実費を除く臨時確認手数料の記載料金の 1.5 倍とする。

別表 3 (第 17 条関係) 財務諸表及び認証証再交付の交付手数料

交 付 書 類		交付手数料
財務諸表	書面による謄本又は抄本の交付	1,500 円(1 通)
	電磁的記録の電磁的方法による交付	2,000 円(1 通)
輸出証明書(有機農産物)		3,000 円(1 通)
輸出証明書(有機加工食品(有機酒類を含む))		4,000 円(1 通)
輸出証明書(有機畜産物)		5,000 円(1 通)
認証証再交付		5,000 円(1 通)

別表 4 (第 62 条関係) 認証者の認証番号の表記

認証番号 (例)



(実際に商品に添付される認証番号は、認証月・認証回数が省略されます。

また、スペースの関係で冒頭の N「番号(ナンバー)の略」が省略される場合もあります。)

◆国名の頭文字*

海外の場合、国名の頭文字が入ります。

◆区分**

		区分					区分		
No.		品目・種別	農林物資	事業種	No.		品目・種別	農林物資	事業種
有機農産物・有機加工食品	1	畑作	有機農産物・有機加工食品(酒類を含む)	生産	地鶏肉・有機飼料・有機畜産物	15	肉牛	有機畜産物(家畜)	生産
	2	水稻(米)				16	豚		
	3	麦				17	山羊		
	4	茶				18	羊		
	5	果樹				19	その他		
	6	加工(酒類を含む)				20	採卵鶏	有機畜産物(家きん)	
	7	-		21		食鳥			
	8	-		22		その他			
地鶏肉・有機飼料・有機畜産物	9	地鶏肉	地鶏肉	生産	23	地鶏肉	地鶏肉	小分け	
	10	飼料(農産物)	有機飼料		24	飼料(農産物)	有機飼料		
	11	農畜産物	有機加工		25	飼料(加工)			
	12	飼料(加工)	有機飼料		26	畜産物	有機畜産物		
	13	畜産物	有機加工		27				
	14	乳牛	有機畜産物(家畜)	生産		輸入・外国格付表示取扱			
区分									
No.		品目・種別			農林物資		事業種		
鶏卵・鶏肉 持続可能性に配慮した	28	卵用鶏養鶏業者			持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉	生産			
	29	肉用鶏養鶏業者							
	30	卵選別包装業者							
	31	食鳥処理業者							
	32	鶏卵流通業者							
	33	鶏肉流通業者							
	34	鶏卵流通業者							
	35	鶏肉流通業者				小分け			

※有機農産物、有機加工食品(有機酒類を含む)及び有機畜産物の各生産行程管理者、各小分け業者、各輸入業者が外国格付表示取扱業者を兼務する場合、認証番号は各生産行程管理者、各小分け業者及び各輸入業者と同一とする。